

被災地における方言の活性化支援事業の選考方法について

平成25年7月30日
文化庁次長決定
平成29年7月19日
平成30年7月20日
令和元年7月10日
令和2年7月1日
一部改正

1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画提案書等の書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による6段階で審査する。ただし、審査項目⑥の第2項目（⑥—コ）については、下記の得点基準とは別に、別表に基づき評価する。

審査委員会の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

（1）得点基準

とても優れている=10点 優れている=8点 やや優れている=6点
普通=5点 劣っている=3点 とても劣っている=1点

（2）審査項目

①事業趣旨の理解及び対象とする方言の妥当性

- ア 事業の趣旨を理解していること。
- イ 事業の趣旨にかない、実現可能な具体性を持った取組内容であること。
- ウ 対象となる方言が、取組の内容に対して適切に選ばれていること。

②被災者の理解

- エ 事業の必要性を、被災者に理解してもらえる取組であること。

③実施体制

- オ 取組の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- カ 地方公共団体や企業、学識経験者など、取組の実施に必要な関係機関及び関係者との連携体制がとられるようになっていること。

④成果の検証方法

- キ 成果の検証方法が、今後の取組に活用できるものであること。

⑤経費の妥当性

- ク 取組の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

⑥その他

- ケ 取組にとって有効な提案や有益な情報（類似の取組の実績などを含む。）が示されていること。
- コ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定等を受けていること。

（3）書類審査における選考

書類審査において、審査委員会の委員の半数以上が1点とした審査項目が一つ以上ある企画については、不合格とする。

2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。

審査委員会においては、得点の高いものから被災地域の実情、地域バランス等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

ただし、選考する企画について、審査委員会による修正意見を付して条件付きで選考する場合や委託業務見積書に記載された合計額より低い額でもって選考する場合がある。

<別紙>

3 審査の要領

被災地における方言の活性化支援事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁国語課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行いつかつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引がありかつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁国語課に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。